

令和9年度利根町住民協働事業（住民提案型事業）募集

▼住民協働事業とは

これまでは「公共サービスは行政が提案するもの」といった考え方がありました。もちろん、行政が提案していかなくてはならない公共サービスもありますが、住民一人ひとりの思いを形にし、さまざまな地域の課題などに対応できる、住民が主体となった公共サービス提供の仕組みづくりも必要です。

住民協働事業制度には、公共的な課題の解決または地域の活性化につながる事業で、「自分たちならこのような方法で、より良いサービスが提供できる」といった、住民の皆さまから企画立案していただく「住民提案型事業」と、町が特定の課題などを提案したものに、住民の皆さまが企画立案して取り組んでいただく「行政提案型事業」の2種類があります。

今回は、「住民提案型事業」を募集します。提案内容は自由です。

●補助の対象となる事業

実現性 実施前提	協働の 住民満足	効果 住民満足	先駆性 発展性	公益性 必要性
提案団体が計画書どおりに実現することが可能な事業	協働により相乗効果が期待でき、また、住民のニーズに合った事業であり、住民の満足が得られる事業	工夫やアイデアがあり、交流人口の拡大や地域の活性化につながる事業	団体が主体となって実施する事業であり、地域課題の解決や公共サービスの向上につながる事業	

※交流人口…地域交流、観光など様々な目的を持って町を訪れる人

▼事業実施期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

▼応募団体の要件

次の要件をすべて満たしている団体に限ります。

- ①主たる活動の場が町内にあること。
- ②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住・在勤または在学していること。
- ③団体の代表者および運営について、会則などで定められていること。

※団体とは、「町民活動団体」（住民が自由な意思で集まり、自ら定めた規範に従って町民活動を行う団体）をいい、行政区や自治会などの一定地域に居住している人々の集団は除きます。

▼補助金

- 住民提案型事業スタート型
1年限り 上限5万円
- ※設立から3年以内の団体が実施する事業が対象です。

※補助対象経費として、備品の購入が認められます。

※同一年度においてステップアップ型との併用は認められません。

- 住民提案型事業ステップアップI型
補助対象経費の10分の10（1年間あたり上限20万円）
- ※設立後1～3年目の団体が実施する事業が対象です。

※スタート型の対象となる団体であっても、ステップアップI型から申請することも可能です。

することも可能です。

※備品の購入は認められません。

- 住民提案型事業ステップアップII型
補助対象経費の2分の1（1年間あたり上限10万円）
- ※設立後4～5年目の団体であつて、「住民提案型事業ステップアップI型」として3年間の補助を受けた事業が対象です。

※備品の購入は認められません。

▼事業提案の募集期間

9月30日(水)まで

▼必要書類

事業提案書や事業計画などの提出が必要。詳細は「令和9年度住民協働事業募集要項」をご確認ください。

「募集要項」および「申請書類一式」は、町公式ホームページからダウンロードできます。また、役場政策企画課・とねふれあいプラザ・利根町文化センター・利根町生涯学習センター・利根町図書館・利根町保健福祉センター・布川地区コミュニティセンターにも設置しています。

▼補助対象経費

補助対象経費は、「報償費」・「人件費」・「旅費」・「印刷製本費」・「食糧費」・「通信運搬費」・「保険料」・「使用料および賃借料」・「業務委託料」・「その他」です。ただし、各項目において内容により対象外の経費もありますのでご注意ください。

※備品購入はスタート型のみ認められています。

▼審査会

提出された事業提案書などに基つき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。

なお審査に際し、ステップアップI型の提案事業については、事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。

審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線332）



児童扶養手当現況届 8月31日(月)までに提出を!!

現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、**8月31日(月)までに**現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）

前年の所得に応じて、支給額が見直しされますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。

※届出がない場合、11月以降の手当を受けることができません。

▼児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

※受給には子育て支援課への申請（認定請求）が必要です。

▼対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護し、かつ、生計を同じくしている父・母またはその児童を養育している方（養育者）

所得制限もあります。

▼手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。令和8年4月から、左記のとおり手当額（月額）が改定されています。

- 児童1人の場合
全部支給…4万8050円
一部支給…4万8040円、
1万1340円
- 児童2人以上の場合の加算額
・2人目
全部支給…5万9400円
一部支給…5万9380円、
1万7020円
- ・3人目
全部支給…7万0750円
一部支給…7万0720円、
2万2700円



▼申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、受給資格者および該当する児童の戸籍謄本などが必要です。

※申請理由や世帯状況などにより必要な書類などが異なりますので、役場子育て支援課にご相談ください。

▼公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低ければ、その差額が支給されます。

また、令和3年3月分の手当以降、障害基礎年金などを受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請が済んでいない方は、左記問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。

▼問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
☎68・2211（内線145）